

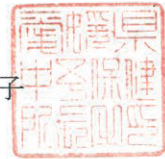
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号
氏 名 丸岡自動車運送株式会社
代表取締役 青木 千加士

優
良

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年11月 6日
平成37年 9月23日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 9月24日(当初許可)

平成25年11月14日(更新許可)

平成30年11月 6日(優良認定)

平成30年11月 6日(更新許可)

(裏面に続く)

(裏 面)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・☒無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無

見本